

「八尾市生活排水処理基本計画（素案）」についての
市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施結果と市の考え方について

「八尾市生活排水処理基本計画」を策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第 12 条の規定に基づき、八尾市生活排水処理基本計画（素案）を公表し、市民意見提出制度（パブリックコメント）を実施しました。その結果と提出された意見に対する市の考え方を公表します。

ご提出いただいたご意見等は、原文の内容を基本としつつ、趣旨を損なわないよう一部要約しています。

（１）意見募集期間

令和３年１月４日（月）～令和３年２月３日（水）

（２）提出方法別の提出人数及び意見数

提出方法	提出人数(人)	意見数(件)
直接持参	0	0
電子メール	1	2
F A X	0	0
郵便	0	0
合計	1	2

(3) 提出された意見の要約及び市の考え方

番号	該当頁及び項目	意見の要約	市の考え方
1	12 ページ 下水道整備の課題	課題として、下水道整備がなされているにもかかわらず接続していない状況が示されていますが、これは3年を超えても接続してもらえない状況と理解してよいのでしょうか。	ご意見のとおり、下水道の供用開始日から3年を超えても下水道に接続していただけない家屋等が存在しますが、このような対象家屋等に対して、接続に向けた啓発・指導を引き続き行ってまいります。
2	12 ページ その他の生活排水処理の課題	市内のほとんどの地域の下水道が整備された現在、下水道整備計画区域外としている東部山間地域（「金剛生駒紀泉国定公園及びその周辺の下水道計画区域外」）及び八尾空港については、今後も整備計画区域にならないのでしょうか。 また、計画区域外としている理由を教えてください。	公共下水道事業においては、「生活環境の改善」「公共用水域の水質保全」の役割があります。公共下水道の計画区域の考え方については、それらの汚水の発生の要因や、地形および土地利用の状況などを総合的に考慮し決定しております。 以上のことから判断し、東部山間部地域及び八尾空港につきまして、計画区域外としております。